

令和3年5月28日

各 学 部 長
地 域 創 造 学 環 長
光 医 工 学 研 究 科 長
創 造 科 学 技 術 大 学 院 長
電 子 工 学 研 究 所 長
グ リ ー ン 科 学 技 術 研 究 所 長
各 学 内 共 同 教 育 研 究 施 設 長
イ ノ ベ ー シ ョ ン 社 会 連 携 推 進 機 構 長
国 際 連 携 推 進 機 構 長
未 来 社 会 デ ザ イン 機 構 長
安 全 衛 生 セ ン タ ー 長
男 女 共 同 参 画 推 進 室 長
附 属 図 書 館 長
事 務 局 長
技 術 部 長
保 健 セ ン タ ー 所 長

殿

学 長

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を教職員が受ける
場合等における就業上の取扱いについて（通知）【第1報】

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年政令第22号）の施行により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する「指定感染症」に指定された新型コロナウイルス感染症（指定日：令和2年2月1日）については、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者及び重症者の発生をできる限り減らすため、市町村によるワクチン接種が始まったところです。これに関し、円滑なワクチン接種をもって本学の教職員が新型コロナウイルスに感染することを回避し、及び新型コロナウイルス感染症の拡大を防止することを目的として、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を教職員が受ける場合等における就業上の取扱いについて別紙のとおり定めましたので、教職員に周知していただくとともに、遺漏ないようご対応願います。

（本件担当）
国立大学法人 静岡大学
総務部職員課
電 話 054-238-4419
F A X 054-238-3274

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を
教職員が受ける場合等における就業上の取扱い

市町村が行う新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を本学の教職員（常勤又は非常勤を問わない。）が受ける場合等に取得を認める特別な休暇を下記のとおり設ける。

なお、この特別な休暇は、政府からの発表、今後の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の状況、厚生労働省等からの通知等を踏まえて見直すことがある。

記

1. 取得要件

次に掲げる要件のいずれかに該当したときに、特別な休暇の取得を認める。

- 1) 市町村が行う新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）を本学の教職員（常勤又は非常勤を問わない。）が受けるとき。
- 2) ワクチン接種を本学の教職員（常勤又は非常勤を問わない。）の親族（配偶者及び3親等内の親族をいい、同居又は別居を問わない。）が受ける場合において、付添人が必要なために当該教職員が付き添いをするとき。
- 3) ワクチン接種を受けた本学の教職員（常勤又は非常勤を問わない。）が、当該ワクチン接種により発熱等の症状が生じ、当該症状のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

2. 休暇の期間

「1. 取得要件」に掲げる要件に応じて次のとおりとする。

要件	期間
「1. 取得要件」の1)	接種日において、接種のために必要と認められる期間
「1. 取得要件」の2)	接種日において、接種のために必要と認められる期間（接種のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた期間）
「1. 取得要件」の3)	接種日及びその翌日において、療養のために必要と認められる期間 接種日の翌々日以降の日に療養する場合は、外部医療機関が必要と認める期間

3. 休暇の種類及び単位

特別な休暇とする。

必要に応じて1日、半日又は1時間を単位として取り扱う。

4. 有給又は無給の区別

有給とする。

5. 休暇の請求

1) 教職員（常勤又は非常勤を問わない。）は、この特別な休暇を請求する場合には、事前に特別休暇届（特別休暇を請求するときに用いる休暇簿をいう。以下同じ。）により請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ請求することができない場合には、事後速やかに請求しなければならない。

2) 特別休暇届の備考欄には、「1. 取得要件」に掲げる要件に応じて次の事項を記載する。

要件	事項
「1. 取得要件」の1)	ワクチン接種の旨及び接種回数 【例 ワクチン接種2回目】
「1. 取得要件」の2)	ワクチン接種の旨、接種回数、被付添人の続柄及び遠隔に赴く場合における遠隔地 【例 ワクチン接種1回目、父、●●県●●町】
「1. 取得要件」の3)	ワクチン接種による発熱等の療養の旨 【例 ワクチン接種による発熱（38.2度）及び頭痛の療養】

6. 新型コロナウイルス感染症等に関する報告用Webフォームによる報告

教職員（常勤又は非常勤を問わない。）は、ワクチン接種により発熱等の症状が生じた場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当したときは、報告用Webフォームにより報告するものとする。

- 1) 2日以上熱が続くとき。
- 2) 症状が重いとき。
- 3) ワクチン接種では起こりにくい症状（咳、咽頭痛、味覚・嗅覚の消失、息切れ等の症状をいう。）が認められるとき。

< 報告用Webフォームのアドレス >

https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/covid-19_portal.html

報告用Webフォームには、本学のウェブサイトのトップページの左側に朱書きされている「新型コロナウイルスへの対応について」をクリックすることでもアクセスできます。



7. 出勤簿の処理

- 1) この特別な休暇を取得した日における出勤簿の押印欄及びその下欄については、次のとおり処理するものとする。

場合	押印欄	押印欄の下欄
特別な休暇を1日取得する場合	「×」を記載する。	「有給」と記載する
特別な休暇を半日取得する場合	私印を押印し、又は「×」を記載する。(※)	「有給0.5」と記載する。
特別な休暇を1時間単位で取得する場合	私印を押印し、又は「×」を記載する。(※)	「有給●h」と記載する。 (黒丸には、特別な休暇の取得時間数を記載する。)

※ 出勤した後に「1. 取得要件」に掲げる要件が生じた場合は、私印を押印する。一方、「1. 取得要件」に掲げる要件が生じた後に出勤した場合は、「×」を記載する。

- 2) この特別な休暇を取得した場合は、特别休暇届の備考欄の記載内容及び特別な休暇の期間を出勤簿の摘要欄に記載するものとする。